

施設管理型地区まちづくり計画「公園育て計画」の認定について

1 概要

練馬区立みんなの広場公園の利用について、広く区民に利用される公園の基本的機能を発揮させ、かつ地域住民の要望であるスポーツ活動の場としての安全な利用を行うため、特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会が、この公園独自の管理および利用のルールを定めた施設管理型地区まちづくり計画の案を提案した。

このたび、練馬区まちづくり条例に基づき、練馬区都市計画審議会部会の意見聴取したうえで、区はこの計画の認定を行った。

2 対象施設

名 称 練馬区立みんなの広場公園

所在地 練馬区石神井町八丁目 4 1 番 2 号

面 積 3 6 8 0 . 9 5 m²

3 経過

平成 2 0 年 1 1 月 練馬区が施設管理型地区まちづくり協議会として特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会を認定

平成 2 0 年 1 1 月～ 特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会による施設管理型地区まちづくり計画案についての検討開始

平成 2 2 年 6 月 1 6 日 練馬区が施設管理者・土地所有者として計画案へ同意

平成 2 2 年 7 月 4 日 特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会による施設周辺の住民・利用への計画案説明会開催

平成 2 2 年 8 月 2 日 特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会から計画案の提案

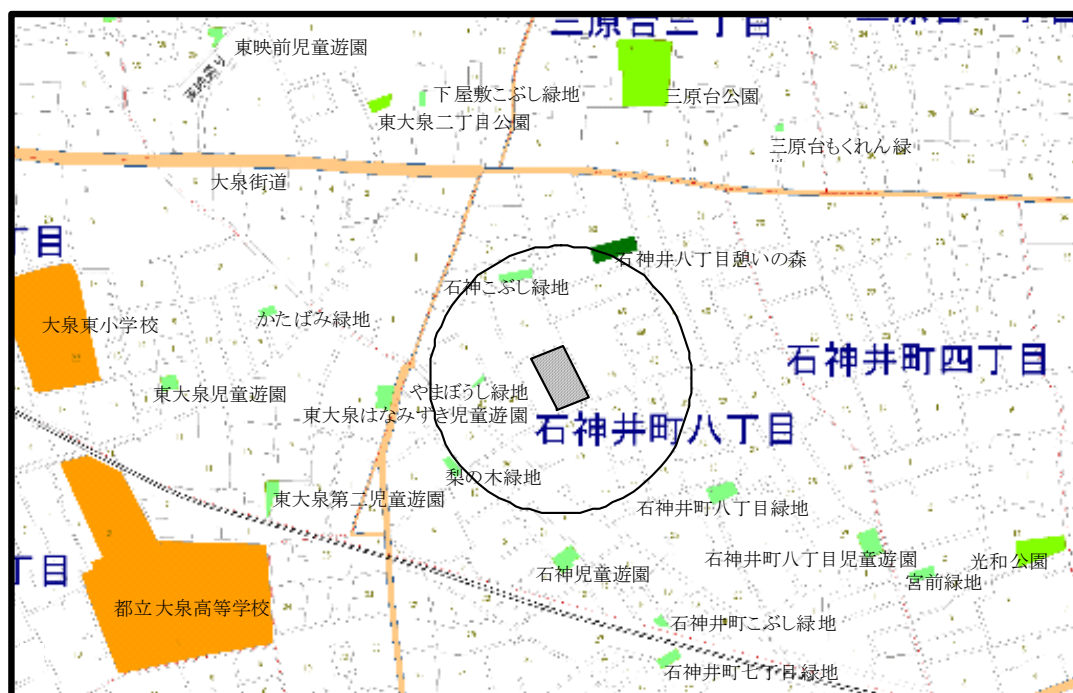
平成 2 2 年 9 月 7 日 練馬区都市計画審議会部会による意見聴取

平成 2 2 年 9 月 3 0 日 練馬区が計画の認定・公表

4 資料

- (1) 「公園育て計画」 P 5～P15
- (2) 「施設管理型地区まちづくり計画の案に係る都市計画審議会まちづくり・提案担当部会の意見について」 p17～P18
- (3) 「施設管理型地区まちづくり計画（公園育て計画）の案に係る区の見解書」 P19～P20

案内図



■ 練馬区立みんなの広場公園

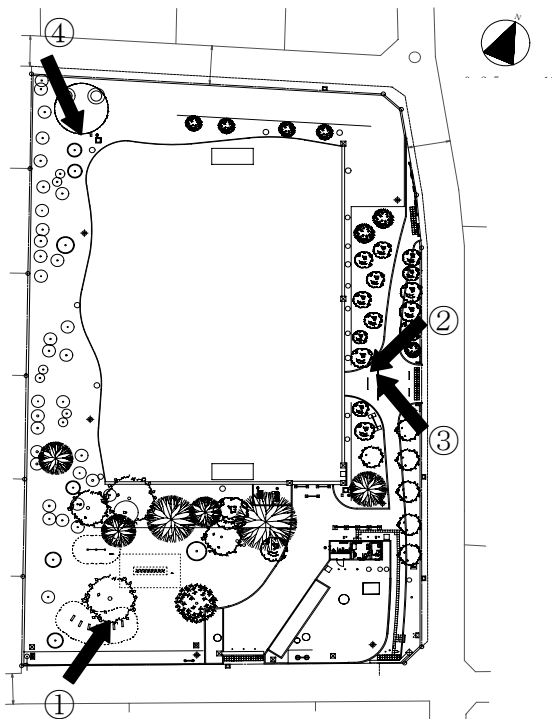
参考

現況写真

【練馬区立みんなの広場公園】



写真方向図



◇施設管理型地区まちづくり（第29条～第33条）

本条例では、住民主体の地区のまちづくりが進められるよう、公園、緑地などの施設について、地区住民や利用者が主体となった管理・利用に関する事項を定める計画（施設管理型地区まちづくり計画）に関する手続などを定めました。

<p>●手続の流れ</p> <pre> graph TD A[準備会の設立・登録] --> B[協議会の認定申請] C[一定の支援] --> B B --> D[協議会の認定] E[都市計画審議会部会の意見] --> D D --> F[計画案に係る合意形成活動] G[一定の支援] --> F F --> H[説明会の開催/住民・利用者の意見聴取 /施設管理者・土地所有者等の同意] H --> I[計画案の提案] I --> J[都市計画審議会部会の意見聴取] J --> K[審査基準、施設管理運営に係る関係 機関等との協議状況に基づく判断] K --> L[計画の認定・公表] L --> M[協議会、区、施設管理者の 相互協力による計画の実現] </pre>	<p>●提案者</p> <p>□施設管理型地区まちづくり計画案は、認定された施設管理型地区まちづくり協議会が提案できます。</p> <p>●協議会の認定要件</p> <p>①設立の目的が本条例の目的に即していること ②計画の対象施設が決まっていること ③設立の目的について、施設の管理者・土地所有者等・利用者の理解を得ていること ④施設周辺の住民、利用者で構成されていること（周辺の住民が1/2以上） ⑤施設周辺の住民、利用者の参加の機会が保障されていること ⑥代表者、会計等の役員や会則が決まっていること ⑦上記のほか区長が必要と認める要件を満たしていること</p> <p>●計画案の提案要件</p> <p>①施設周辺の住民、利用者への説明会と十分な意見聴取 ②施設の管理者・土地所有者等の同意</p> <p>●計画の認定等</p> <p>①審査基準および施設の管理運営に係る関係機関・団体との協議状況等により判断します。 ②区は、計画を認定したときは公表します。 ③協議会、区、施設の管理者は、認定された計画の実現に努めます。</p> <p>●準備会</p> <p>□3人以上で準備会を設立し、区に登録すると、協議会設立のためのまちづくりの支援を受けることができます。</p>
--	--

「公園育て計画」

練馬区まちづくり条例に基づく
みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画 (案)

2010 (平成 22) 年 6 月

特定非営利活動法人 公園づくりと公園育ての会
(練馬区まちづくり条例に基づく「施設管理型地区まちづくり協議会」)

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1. 「施設管理型地区まちづくり計画」と「公園育て計画」	・ ・ ・ ・ 2
2. 本計画作成に至るまでの経緯 「みんなの広場公園」の所在地と整備図	・ ・ ・ ・ 2
3. 本公園の基本コンセプト	・ ・ ・ ・ 4
4. 本計画の目的	・ ・ ・ ・ 4
5. 方針	・ ・ ・ ・ 4
(1) 本計画の運用方針	・ ・ ・ ・ 4
(2) 公園の管理と利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
1) 管理の方針	
2) 利用の方針	
3) 本協議会主催事業実施の方針	
6. 公園の管理と利用の方法と取り組み	・ ・ ・ ・ 5
(1) 維持管理の方法	・ ・ ・ ・ 5
(2) 運営管理の方法	・ ・ ・ ・ 6
1) 安全の確保	
2) 本協議会主催事業	
3) 情報の提供と収集	
4) 公園利用ルールの改訂	
(3) 利用ルール	・ ・ ・ ・ 8
1) 遵守事項	
2) 禁止行為	
3) 不法行為への対応	
4) 迷惑行為への対応	
7. 計画の実現や継続のためのしくみ －「みんなの広場住民協議会」の開催	・ ・ ・ ・ 9

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

はじめに

2010(平成22)年4月、石神井町八丁目に「みんなの広場公園」が開園しました。

この場所は、前身の幼稚園の第二園庭から公共空地に至るまでの約30年間、「みんなの広場」と呼ばれ、サッカーゴールが置かれていました。ここに、学校も学年も違う数十人の子どもたちが自然に集まり、一緒にゴールに向かってボールを蹴ってきました。大きな子が小さな子を気遣い、小さな子がその大きな子に憧れて成長していく。そしてボールを蹴る力が強くなる中学生になると、近隣住居の迷惑を考えてここではもうボールは蹴らない、というローカルルールを、子どもたち自らが守り続けてきました。

この「サッカーゴールのある広場」は、地域の子どもの身体的成長だけでなく、「協調性」、「自立心」、「競争心」、「地域住民との調和」など、精神的な成長をも支えてきたシンボルとして、地域に定着しています。こうして成長した子どもたち、またその親の世代も含めた地域住民に見守られながら、安全安心な地域コミュニティを育んできました。

今般、新たに街区公園として生まれ変わることになっても、地域のシンボルであるサッカーゴールのある公園として継承されることにより、ここで育った子どもたちが、コミュニティづくりに、やがて地域のまちづくりに貢献していくことでしょう。

この公園が、「みんなの力を合わせてまちづくりに貢献する広場」となることを祈念して、わたくしたちは、本公園の管理や利用に関する計画(=練馬区まちづくり条例に基づく施設管理型地区まちづくり計画)を作成し、地域住民のみなさんと相互協力を図りながら、その実現を目指していきます。

2010(平成22)年6月

特定非営利活動法人 公園づくりと公園育ての会

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

1. 「施設管理型地区まちづくり計画」と「公園育て計画」

「施設管理型地区まちづくり計画」とは、練馬区まちづくり条例に規定された、住民主体のまちづくり計画の一つで、「当該施設の管理または利用に関する事項を定め、その実現を図り、もって当該地区におけるまちづくりを推進することを目的に定める計画」です。

ここでは、「みんなの広場公園」(2010(平成22)年4月開園)を対象に、管理または利用に関する事項を定め、計画の実現に向けた継続的なまちづくり活動を行うことを通じて地域住民並びに公園が成長していくことをめざす「施設管理型地区まちづくり計画」として、「公園育て計画(以下、本計画)」と呼ぶこととします。

2. 本計画作成に至るまでの経緯

新しく整備される「みんなの広場公園」は、約30年前から近接する私立幼稚園の第二園庭として園児のみならず地域の子ども達や多くの地域住民に利用されてきました。10年程前に練馬区に売却され公共空地となりましたが、近隣住民による「石神みんなの広場運営委員会」が練馬区公園緑地課から使用の許可を得て管理運営にあたり、それ以前と同様に地域住民の安心と安全を守り続けてきました。

その後、都市計画公園として決定されたことによって街区公園としての位置づけが明確になり、今まで以上に地域住民と当公園との関係性が濃密なものとなりました。そこで、既存の「石神みんなの広場運営委員会」を発展させた「みんなの広場住民協議会」が2007(平成19)年11月に発足され、地域にふさわしい公園整備のみならず将来にわたる公園の管理と利用を「地域住民が、練馬区並びに施設管理者に協力し実現を図ること」を目的に、地域に密着した「公園づくりと公園育て」の住民活動をスタートさせました。

「みんなの広場住民協議会」は、2007(平成19)年12月からほぼ毎週、地域住民によって、地域住民が安心して生活出来る地域の中心施設となる今後の公園のあり方や地域住民自らが主体的に公園の運営管理に参加し、地域の安全や暮らしを守り育てていく仕組み作りの話し合いを進めています。これらの住民活動を具体的に実施していくためには、活動の公開性と公益性をより明確にする事が必要になってきたことから、「みんなの広場住民協議会」の主体となる世話人で、特定非営利活動(NPO)法人「公園づくりと公園育ての会」を2008(平成20)年8月に設立し、「みんなの広場住民協議会」を運営することとなりました。

「公園づくりと公園育ての会」は、「みんなの広場公園」に関わる全ての住民を対象に、公園の整備並びに管理と利用について、練馬区と施設管理者に協力した作業を進めることで、地域の安全と安心を確保し、子どもの健やかな成長と地域環境の保全や地域住民のまちづくりに対する理解と意識の向上を図ることを目的としたNPO法人です。

「公園づくりと公園育ての会」は、区立公園を住民が主体となって管理していくため2008(平成20)年11月26日付で「施設管理型地区まちづくり協議会(以下、本協議会)」として練馬区より認定を受け、2010(平成22)年6月に本計画を作成、提案することとなりました。

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

「みんなの広場公園」の所在地



「みんなの広場公園」は、石神井公園駅から北西約850mの位置にあり、西側以外の三方向を道路に囲まれた0.37haの平坦で長方形をした敷地を有している。東側には、私立幼稚園があり、その他は住宅が隣接している。区域内には、南部に防災倉庫と応急給水槽、北端に防火水槽が埋設され、既存植栽は、南部を除き西側を中心に概ね周囲に分布している。

「みんなの広場公園」の整備図 (2009年12月時点プラン)



*サッカーゴールは、本計画が認定を受けた後に設置を予定しているものである。

3. 本公園の基本コンセプト

2008(平成20)年7月13日に開催された第11回みんなの広場住民協議会において、「みんなの広場公園(以下、本公園)」の整備並びに管理と利用に関する「公園の基本コンセプト」として以下の通り合意されました。

本計画はこの基本コンセプトを踏まえるものとします。

<本公園の基本コンセプト>

①地域の象徴的な場所

- ・ 地域住民は、子ども時代の遊び場として、子どもを持つ保護者として、必ず一度はこの「場」に足を踏み入れている。私立幼稚園の第二園庭となる以前のさら地であった時代を含めて50年以上この「場」に親しんでいる。

②神聖な場所

- ・ 私立幼稚園の第二園庭として使われてきたことから、地域の子どもたちが初めて集団教育を受け、友達と遊びを覚えた自己形成と成長の出発点である。

③安心できる場所

- ・ 震災時の避難場所としての安心感を50年以上地域住民に与え続けている。単なるオープンスペースでありながらこれまでに大きな事故や犯罪はなく、住民がいつも見守っていることで、親も安心して子どもを1人で遊びに行かせることができる。

④連帯と絆の場所

- ・ ここに集う人は、仮に面識がなくとも地域を愛する優しい人であるはずという信頼感や親しみを持つことができる。この心の連帯や絆を将来にわたって大切にしていかななくてはならない。

⑤自由と創造の場所

- ・ 年齢を問わず住民がそれぞれの目的で利用してきた。子どもたちは遊具のないこの広場で走り回り、自分で遊びを創造し成長してきた。地域住民にとってかけがえのない場所である。

4. 本計画の目的

本計画は、本公園の管理と利用に関する事項を定め、地域の安全と安心を確保し、子どもの健やかな成長と地域環境の保全や地域住民のまちづくりに対する理解と意識の向上を図り、福祉の向上と良好で魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

5. 方針

(1) 本計画の運用方針

本計画の運用に当たっては、本協議会が区と相互に協力することによって実現に努めるものとします。

(2) 公園の管理と利用の方針

本公園の管理と利用が円滑に図られるための方針を定め、計画の目的の達成を目指し

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

ます。なお、本計画では、「管理」の具体的内容を「維持管理」と「運営管理」に分け、それぞれにおける方針を示すこととします。

1) 管理の方針

① 維持管理の方針

周辺住民と協力して本公園の維持管理を行います。

② 運営管理の方針

本協議会は、利用者との関係性を重視し、安全で快適な公園利用を促し、まちづくりに貢献するために必要となる仕組みやルールづくりなどのソフトな作業を行います。主として、利用情報の提供、イベント開催などの利用機会の提供、利用プログラムの作成等の作業を行います。

2) 利用の方針

「本公園の基本コンセプト」に基づく公園利用を図り、地域環境に調和したマナーの良い利用と地域の活性化を促進するため、以下の利用を積極的に図る公園利用とします。

- ・ 広く誰もが自由に利用できる公園利用と本計画への公平な参加機会の保障
- ・ 地域の安全と安心を確保
- ・ 地域のコミュニティの醸成に寄与
- ・ 公園利用の促進や活性化

3) 本協議会主催事業実施の方針

本計画の目的を達成するため、本公園の特徴を活かし、広く地域住民の利用に供し、まちづくりに資する本協議会主催事業の実施を図っていきます。

特に、「サッカーゴールのある公園」の特徴を活かし、特に広いスポーツスペースでの遊びやスポーツ教室活動などを通して地域住民や子どもの健全な育成に寄与することを目指します。

このほか、各種勉強会、環境保護などのメッセージを同時に発信できるような事業、地域の高齢者、中高生、小学生以下の子どもたちなどの交流、家族間の交流など、まちづくりに貢献する事業を行います。

なお、本協議会が行う事業は、誰もが参加できる事業とするとともに、施設管理者の使用許可を得て責任をもって事業を行うこととします。

6. 公園の管理と利用の方法と取り組み

(1) 維持管理の方法

1) 清掃及び園内見回り

練馬区立公園の住民自主管理に関する要綱に基づき公園管理委員会を設置し、区と協定を結び、日常清掃などを行うとともに、遊具や設備の軽度の点検を適宜実施します。破損や不具合が見つかった場合は、必要に応じて適宜、施設管理者に連絡し、早急な対応に努めます

2) 住民の参加機会の確保

管理委員会会員以外の地域住民に対しても清掃作業への参加について掲示板、ニュース、ホームページ等により公表し、誰もが参加できるようにします。

(2) 運営管理の方法

1) 安全の確保

本協議会では、公園全体において適宜、周辺住民と協力し見回り・見守り活動を行うことで、地域住民の安全を確保するとともに、快適で円滑な公園利用を促進します。本公園の利用者による利用ルールの遵守、設備や遊具の破損を確認し、利用者の安全確保に努めます。

① 適切利用の推進

練馬区立都市公園条例、施行規則及び本公園利用ルール（P8 参照）に則り、利用者に安全で快適な利用の案内・誘導を行います。危険行為や公平を欠く利用者には可能な範囲で改善を促し、未然に事故等を防ぐよう努めます。

② 事故等の対応

利用者の負傷等に遭遇した場合は、保護者や医療施設への連絡などに協力します。

③ 利用者間のトラブル防止

利用者相互の安全で平等な利用を確保できるよう、見回り・見守りを行う者が調整に努めます。

④ 不審者への対応

可能な範囲で行動を確認し、必要な場合は警察への通報を行います。

⑤ 見回り・見守り活動

本公園全体の安全な利用を図るために、「見回り・見守り活動」を行います。

○「見回り活動」：3時間に1回以上、公園を訪れて施設や利用の状態に問題がないかチェックを行います。

○「見守り活動」：公園利用者が多い時間帯を重点的に公園に滞在し、快適な公園利用がはかれ、公園周辺に迷惑がかからないよう、利用者間の調整や案内・誘導を図ります。午後（後半）は、小学校の放課後から日没を想定。

・見回り・見守り活動実施時間帯

	午前	午後（前半）	午後（後半）
平日	9時 見回り ←-----→	見回り -----→	見守り ←-----→
休日*	10時 ←-----→	見守り	←-----→

* 土・日・祝および近隣小学校閉校日（例：開校記念日や夏休み）を含む

本活動実施の際には「本協議会名」または「練馬区立みんなの広場公園管理委員会」

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

の腕章を付けるなど、活動の周知に努めます。

活動の体制は、公園の利用者が多くなる時間帯を中心に人員を配置し、予め施設管理者に人員配置計画表を提出します(なお、雨天及び夜間は実施しません)。また、協議会自体の活動においても、安全確保に努めます。平成22年4月より試行として開始しています。

⑥ 住民の参加機会の確保

本公園の運営管理に当たっては、本協議会が地域住民に対して、運営管理に関する参加者の募集を行い、地域のコミュニティの醸成及び公園愛護意識の向上を図ります。

2) 本協議会主催事業

① 事業の内容

a. 地域の安全・安心を持続的に確保する事業

- ・近隣住民をはじめ地域の団体や父母などによる普段の見守りの実施
- ・町会等との連携による地域防災活動等の開催
- ・事故などの緊急の際の地域医療機関とのスムーズな連携強化

(例)

- 見回り・見守り活動
- 防災訓練
- 交通安全や防犯教室 等

b. 地域コミュニティの醸成を推進する事業

- ・老若男女が参加できる地域祭り等の新たな事業企画の創出
- ・地域貢献に寄与する地域活動グループとの連携による事業の企画や活動の創出
- ・公園を核とした地域の町会・商店会・農業者等との連携強化によるコミュニティ活動の創出

(例)

- 親子スポーツ大会
- スイカ割り、花見、スケッチ大会、家族お弁当会 など

c. 公園利用の促進と活性化を継続する事業

- ・サッカーゴールなどの公園施設を活用した利用企画の促進
- ・近隣小学校や幼稚園等との連携による活性化事業の企画運営
- ・地域の子どもの健全育成を図るスポーツ教室(非営利)等の開催
- ・高齢者の健康増進を図る活動の開催

(例)

- 地域の小学生以下を対象としたスポーツ教室
- 区への登録・承認の手続きを予め行ったりサイクルマーケットなど

d. その他公園育てに関する事業

- ・公園を媒体とした住民自治の啓発事業やまちづくりに関する活動の支援と共同推進

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

- ・中学生・高校生を対象とした地域への参加活動の推進
(例)
 - 利用者で行う草刈り、草むしり
 - その他、ゲートボール、昆虫自然勉強会などの勉強会、体操など近隣住民の地域活動としてまちづくりに貢献すると認められるもの
- ② 事業計画の提出
本協議会は、年間の事業計画を施設管理者へ提出し、事前に協議を行います。協議終了後、各事業の開催に先立ち使用許可の申請を行います。
- ③ 事業計画の周知
事前に掲示板への掲示や案内配布を行い、地域住民の参加を促進していきます。
- ④ 情報の収集
事業の開催において、必要に応じてアンケートなどを利用して参加者から改善点や要望などの意見を収集し、次回の事業開催への反映に努めます。
- ⑤ 事業の結果報告
事業報告書を作成し、事業終了後速やかに施設管理者へ提出します。

3) 情報の提供と収集

- ① 本公園利用ルールのご案内
主要な利用規則の掲示板への掲示及び利用者への配布を行い、利用者の理解を得るよう努めます。
- ② 情報の提供
公園利用ルール及び事業計画の他、地域住民への公園に関する情報を掲示板への掲示、ニュースの配布などを通じて提供を行います。
- ③ 情報の収集
利用者からの問い合わせに対応するために、問い合わせ窓口を掲示板に掲示し、地域住民あるいは利用者からの苦情その他の問い合わせに対し適切に対応するよう努めます。必要に応じて適宜、施設管理者へ相談・報告を行います。問い合わせ内容・対応の記録を作成し保管します。

4) 公園利用ルールの改訂

より適切な公園利用を促進するため、必要に応じて公園利用ルールの改訂案を作成し、地域住民への説明、意見の収集を行い、施設管理者の了承を得た上で改訂を行います。

(3) 利用ルール

本公園の利用は、練馬区立都市公園条例及び施行規則を遵守し、サッカーゴールのある公園の特徴を活かした利用を促進するため、ルールを設けます。周辺住民の意見を反映し、地域に根ざした公園利用を維持するためのルールとします。特にサッカーゴールの夜間利用による迷惑行為が多発した場合、利用の制限や、場合によっては広場を夜間閉鎖することも含め、地域の合意形成を図っていきます。

「公園育て計画」(みんなの広場公園に係る 施設管理型地区まちづくり計画)

1) 遵守事項

- ① 利用後の清掃・後片付け（現状の回復）
- ② 他の利用者への安全配慮（特に幼児、高齢者への配慮）
- ③ 植栽・設備の保護

2) 禁止行為

- ① 騒音などの迷惑行為
- ② 施設管理者からの使用許可を得ていない、公園の一部または全部の独占的使用
- ③ 火気の使用
- ④ 他の利用者及び近隣住民の迷惑（家屋へのボールの飛び込み、騒音など）となる可能性のある行為
- ⑤ その他施設管理者が禁止する行為

3) 迷惑行為等への対応

本協議会または見回り・見守り活動者が迷惑行為や危険行為が行われていると認めた場合、本協議会はその解決に努めます。

4) 不法行為への対応

不法行為が行われていると、認められた場合は、施設管理者または警察への通報を行います。

7. 計画の実現や継続のためのしくみー「みんなの広場住民協議会」の開催

本協議会は、計画認定後の計画の実現と継続のため、定期的に住民参加による意見交換会「みんなの広場住民協議会」を開催し、地域住民や利用者の本計画の実施に対する要望、意見を収集した上で、年間の事業計画や個別事業の立案、運営管理体制や公園利用ルールの見直しを行い、本計画の遂行に反映させるよう努めるものとします。

また、地域住民や利用者から要請があったときには、適宜協議会を開催し、公園の運営管理について合意形成を図るよう努めます。

施設管理型地区まちづくり計画の案に係る
都市計画審議会まちづくり・提案担当部会の意見について

平成 22 年 9 月 7 日に、練馬区まちづくり条例第 32 条第 1 項の規定により、都市計画審議会まちづくり・提案担当部会へ、施設管理型地区まちづくり計画の案および区の見解書案を示し意見聴取を行った。聴取された意見の要旨と、意見に対する区および協議会の考え方は、以下のとおりである。

1 施設管理型地区まちづくり計画の案の概要

- (1) 名称 公園育て計画
- (2) 提案者 特定非営利活動法人 公園づくりと公園育ての会
- (3) 提案年月日 平成 22 年 8 月 2 日

2 部会での意見の要旨と区および協議会の考え方

	意見の要旨	区および協議会の考え方
1	公園の外周部の植栽の区域が大きく、サッカーができる公園として、スペースが有効に活用されていないのではないか。	【区】この公園は、地域住民の方と意見交換し、整備内容を決めてきました。既存樹木の保全を図りながら、公園開設前と同規模のスペースの広場を確保し、整備しています。
2	<p>この計画案は、施設管理型地区まちづくり計画提案制度の最初の事例であり、とても画期的である。</p> <p>この計画案には、住民のまちづくりへの想いが込められており、まちづくり条例の趣旨である住民主体のまちづくりに即している。また、分かりやすい計画で、よくまとめてられていることに感銘を受けた。</p> <p>区が、みどりや公園を増やしていくときに、その管理を区民との協働により進めることは、有効な方法である。今後、制度を育て活用していくために、この計画案が成功例となるよう、協議会と区で協力してもらいたい。</p> <p>この計画はよく整った計画であるが、ここまでの内容を求めると、他の地区における提案が続かないのではないか。</p>	<p>【区】この公園では、地域住民が開設前から密接に関わっており、公共施設の管理のあり方について地域住民が区と十分に協議してきました。地域の主体的な活動と法令上の制約の関係を整理し、まちづくりを進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>今回の事例は、施設管理型地区まちづくり計画の認定第 1 号であり、他の地区の良い先例となるよう、協議会の活動に期待するとともに、区も協力をしていきたいと考えます。</p> <p>また、誰もが提案できるような制度としていきます。</p>

	意見の要旨	区および協議会の考え方
3	行政は、区民の持続可能な活動のために、助成金などの支援を行うことが、役割ではないか。	<p>【区】まちづくり条例では、まちづくり活動への支援が定められています。区は、まちづくりセンターなどとも連携して、まちづくりの促進のために必要な支援を行っていきたいと考えます。</p> <p>なお、公園の清掃費用については、練馬区立公園の住民自主管理に関する要綱に基づき、協議会メンバーを中心とした地域住民の方で構成する管理委員会と、別途委託契約を締結しています。</p>
4	区の見解書案では、行政が協議会と協力して計画の実現を目指していくという姿勢が示されておらず、わかりにくい。	<p>【区】区は、区民共有の財産としての公園機能が十分に担保されて、区民の利益が守られているかという視点で見解を示しています。しかしながら、計画の実現にあたっては、協議会と区が相互に協力していくことが基本であると考えます。</p>
5	計画が認定された後に、計画を解除することはできるのか。	<p>【区】まちづくり条例の規定に基づき、協議会が自発的に解散することで計画を解除することができます。また、区が協議会の認定を取り消すことで、計画を解除することもできます。</p>
6	見回り活動では、公園に粗大ゴミを投棄された時など大変な場合もあると思うが、どのように対応しているのか。	<p>【協議会】粗大ゴミを発見した場合は、公園管理事務所に連絡するとすぐに処分をしてくれます。区民が情報提供を速やかに行うことで、公園を良好な状態に保てるよう協力しています。最近では粗大ゴミの投棄も減っています。</p>
7	見回り活動など、協議会事業を継続していくための人材育成にも力を入れて欲しい。	<p>【協議会】近隣住民や公園を利用する住民が、少しずつ力を出し合っていく活動の輪を今後も広げ、活動を継続していきたいと考えます。</p>
8	見回り活動は、どのような効果があるのか。	<p>【協議会】見回り活動は、見回りをしている大人がいるだけで、不審な行動などに対する抑止力になっていると考えます。大人の行っている清掃活動を子どもたちが自主的に手伝うなど、利用者の中に公園を大切に使う心が育まれていると思います。</p>
9	協議会が事故や不適切な利用に遭遇したとき、協議会がすべての責任を持つことはできない。このようなときの対応について、区と協議会は十分に協議し、その内容についても、利用者などに知らせていくことが重要である。	<p>【区】公園の管理責任は区にあります。法令や本計画に基づいて、協議会の方も活動していただき、利用者が安全に利用できる公園となるように協力します。利用者への周知も含め、協議会と協力していきます。</p> <p>【協議会】区からは、私たちが怪我することがないように注意されています。区と協議を十分に行いながら、安全な活動を進めていきたいと考えます。</p>

施設管理型地区まちづくり計画の案に係る区の見解書

練馬区まちづくり条例(以下「条例」という。)第31条の規定に基づき、施設管理型地区まちづくり計画の案が、下記の通り提出された。

このため区では、条例第14条による審査基準および条例第32条第1項第1号に基づく判断を以下のとおり示す。

- ① 施設管理型地区まちづくり計画の案の名称:公園育て計画
- ② 提案者:特定非営利活動法人 公園づくりと公園育ての会
- ③ 申出年月日 :平成22年8月2日

総合判断: 本計画の案については、条例第14条に規定する審査基準に適合しており、施設の適切な利用を促進すると認められるため、条例第29条に規定する施設管理型地区まちづくり計画として認定する。

なお、本計画の案は、公共施設である公園を区民共有の財産として活用するために、提案者が計画を確実に実施して、計画の目指す公平かつ安全な公園利用を継続的かつ安定的に実現し、また計画に即した協議会活動を行うための体制を確立し維持することを条件として認定する。

審査基準 (条例第14条各号)	区の見解
(1) 条例第4条第1項に規定するまちづくりの計画(練馬区都市計画マスタープラン等)に即していること。	本計画の案は、公園の管理と利用に関して地域住民との合意形成活動を行いルール等を定めており、また魅力的なまちづくりの実施を目的としていることから、練馬区都市計画マスタープランの目標とするまちの姿のひとつである「ともに住むまち」に即していると判断する。
(2) 提案の内容について、合理的な根拠があること。	<p>合理的な根拠があると、以下の内容から判断する。</p> <p>【区民生活の利便性の向上】 本計画の案は、子どもの健やかな成長と地域環境の保全を行うこと、地域のまちづくりに対する理解と意識の向上を図ることなど、魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的としている。 また、計画の実現のために実施することとしている地域の安全と安心を確保するための見回り活動や地域コミュニティ醸成のためのスポーツ教室等の事業内容にも、実効性が期待できる。したがって、区民生活の利便性の向上に資する計画であると判断する。</p> <p>【周辺の住民等への考慮】 本計画の案において、利用の方針の第一として、広くだれもが自由に利用できる公園利用と本計画への公平な参加機会の確保をあげている。本計画の案に盛り込まれている協議会事業についても、だれもが参加でき、またその情報を得ることができるよう公表を行っていくこととなっている。さらに、計画認定後についても、定期的に周辺の住民および利用者の意見や要望を収集する機会を設け、常に見直しを行うこととしていることから、周辺の住民や利用者の利益を十分に考慮している計画であると判断する。</p> <p>【公園施設の適正配置】 施設管理者である練馬区が設置する予定のサッカーゴールを活用して行う協議会事業は、スポーツ広場を主体とした本公園の特色に合致している。また、サッカー教室以外での様々な年代の交流等を目的とした事業も盛り込まれ、広場の活用に配慮した計画であると判断する。 なお、サッカーゴールの設置による利用者の安全確保および公平かつ自由に利用できる広場機能の確保を、本計画の案の認定の条件とする。</p>
(3) 提案に係る区域について、合理的な根拠があること。	本計画の案は公園施設に対する提案であるため、区域については審査をすべき項目に該当しない。

審査基準 (条例第14条各号)	区の見解
(4) 提案に係る区域および当該区域の周辺の住民等に対して説明会を行い、十分な意見聴取を行っていること。	説明会を開催するにあたっては、公園の利用圏域(公園から半径250mの区域)より広い区域に対して、計画の案を事前に配布し、周辺の住民等に計画の案について検討する十分な時間を設けたうえで説明会を開催している。また説明会においては、パワーポイントを用いる等して計画の案の分かりやすい説明に努めている。 さらに、町会の代表者等に対しても直接説明し、意見の聴取を行い、さらに、説明会に参加できない区民からも意見を聴取するためにアンケート等を行うなど、十分な説明と意見聴取を行っていると判断する。
(5) 提案に係る区域の周辺環境等に配慮していること。	公園の管理において、近隣へのボールの飛び込みや騒音等の迷惑な行為の禁止を利用ルールとするだけではなく、見回り・見守り活動を行い、利用ルールの遵守の徹底、事故や利用者間のトラブルの防止に努める等、公園の安全な利用を確保する方策について計画に位置づけており、周辺住民等への配慮がなされていると判断する。
(6) 提案の内容が関係する条例、規則等に即していること。	本計画の案は、都市公園法および練馬区立都市公園条例、練馬区立公園の住民自主管理に関する要綱の内容に合致しており、法令の目的を満たしていると判断する。
(7) 提案の内容に関係する計画、方針等に即していること。	【練馬区長期計画】 本計画の案は、練馬区長期計画における区政経営の基本姿勢である「区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり」および「区民と区との協働のまちづくり」に合致しており、練馬区長期計画の実現に向けた活動であると判断する。 【練馬区みどりの基本計画】 本計画の案は、練馬区みどりの基本計画を推進するための計画である、みどり30推進計画に位置づけられた施策「公園の地域管理の推進」に即していると判断する。
(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める基準に即していること。	本計画の案の認定については、公園の公平かつ安全な利用が区民に保証され、協議会が継続的かつ安定的に活動していくことが必要である。さらに、協議会が行う計画の実施をより向上させ、公園を巡る新たな課題に的確に対応していくためには、施設管理者である練馬区と十分に協議を行うことが求められる。提案された計画の案には、これらを実現していくための具体的な実施方法が盛り込まれていると判断する。

注: 表中の()数字は、条例第14条の審査基準を示す。